

# 令和8年1月1日 改正下請法（取適法）がスタート

虎門中央法律事務所  
(商工研相談業務委嘱先)  
弁護士  
浜本 匠

Q  
当社の商品をお客様に届ける際、小規模の運送業者に委託しています。下請法が改正され、当社のケースにも改正法が適用されると聞きました。改正のポイントを教えてください。

## 1. 改正下請法（取適法）について

令和7年5月16日  
に下請代金支払遅延等防止法（通称：下請法、以下「旧法」）が改正され、令和8年1月1日に「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法。以下「新法」）が施行されます。法令名から「下請の用語がなくなるとともに、親事業者、下請事業者、下請代金の各用語は、委託事業者、中小受託事業者、製造委託等代金にそれぞれ変更されます。

## 2. 改正のポイント

(1) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

新法では、協議を適切に行わないまま一方的に価格を決定する以下の行為が、新たな禁止行為として明文化されます（新法5条2項4号）。

・中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、

・中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、

・当該協議に応じず、または当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要

・金額を決定すること

この変更に伴う実務上の影響として、委託事業者においては、

価格交渉の事実や内容を文書や記録として具体的に残す必要が

あります。例えば、以下の項目が考えられます。

・協議日時・参加者・協議内容の記録（議事録、メールのやり取り等）

・中小受託事業者からの協議申入書や見積書の保存

・提示価格の根拠資料（コスト一覧等）の準備・保管

・もつとも、新法で義務化される価格協議は、令和4年1月26日改正の下請法運用基準や令和5年11月29日公表の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針において、従来から求められていたことの範囲を超えていませんから、委託事業者は、これまでどおり価格転嫁の取り組みを続ければよいです。

## (2) 手形払等の禁止

旧法では、形式的には支払期日内に手形を交付すれば下請法違反にはなりませんでしたが、下請事業者は手形サイト（60日（120日など）満了まで現金記録として具体的に残す必要が

受け取れず、資金繰りに深刻な影響が出ていました。そこで、新法では、主に以下の点を明文化しました（新法5条1項2号）。

① 製造委託等代金の支払手段として手形（紙の手形）を用いることは、全面禁止。

② 電子記録債権やファクタリングについて、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが

図表① 手形払等の禁止						
現行						
支払日までの期間	+	手形サイト	=	現金受領までの期間		
60日	60日			120日		
4/1	5/1	6/30		8/30		
支払日までの期間	+	手形サイト60日間				
製品や役務の受領日 支払日=手形交付日 満期日=入金日						
改正法						
支払日までの期間	=	現金受領までの期間				
60日		60日				
4/1	5/1	6/30				
支払日までの期間	+	支払日		短縮		
製品や役務の受領日 支払日						

出所:公正取引委員会「中小受託取引適正化法(下請法改正法)」(令和7年6月)13頁を基に筆者作成

困難であるものは、使用禁止。

(3) 運送委託の対象取引への追加

(物流問題への対応) (図表2)

発荷主（製品製造企業など）が契約に基づいて納品を行うたために運送事業者に配送を行った取引（自家使用運送）は、旧法の適用対象外とされてしましましたが、新法では、発荷主が運送事業者に対して所定の物品（例：販売した物品等）の運送を委託する取引が「特定運送委託」として新たな規制対象に追加されます（新法2条5項）。

発荷主としての運送の委託については、従来から「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方針」（以下「物流特殊指定」）により規制され、代金の支払遅延、代金の減額、買いたたき、物品の購入・役務の利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更およびやり直しなど、新法と同様の行為が禁止されています。これらの従来からの物流特殊指定による規制に加え、新法においては、書面交付義務、支払期日の設定義務、遅延利息支払義務などが一律に適応されています。これらは、まず、自社の資本金額のみな

用されることに注意が必要です。

この変更に伴う実務上の影響として、特定運送委託も他の製

造委託等取引と同様に、いわゆる「三条書面」（取引前交付）や「五条書類」（取引後交付）の作成・交付が義務づけられます。そこで、具体的には、発注書や契約書のフォーマットに以下の点を明記するとよいでしょう。

(4) 従業員基準の追加 (適用基準の追加) (図表3)

新法において企業実務に与える影響が最も大きいと予想されるのが、この「従業員基準」の導入です。旧法は、親事業者と下請事業者の資本金額により適用範囲を定めていたところ、新法は、従来の資本金基準を残したまま、これに加えて、新たに従業員基準を追加しました（新法2条8項5号・6号、同条9項5号・6号）。

図表2 運送委託の対象取引への追加



出所:公正取引委員会「中小受託取引適正化法(下請法改正法)」(令和7年6月)14頁を基に筆者作成

図表3 従業員基準

●製造委託、修理委託、情報成果物作成委託(プログラムの作成に係るものに限る)、役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものに限る)及び特定運送委託

委託事業者	中小受託事業者
資本金 3億円超 1,000万円超～3億円以下	3億円以下 1,000万円以下
従業員数 300人超	300人以下

●情報成果物作成委託(プログラムの作成に係るものを除く)及び役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものをお除く)

委託事業者	中小受託事業者
資本金 5,000万円超 1,000万円超～5,000万円以下	5,000万円以下 1,000万円以下
従業員数 100人超	100人以下

出所:公正取引委員会「中小受託取引適正化法(下請法改正法)」(令和7年6月)15頁を基に筆者作成

らず従業員数も確認し、その上で、委託先企業の資本金額を確認し、さらに、従業員数が300人または100人以下の可能性がある委託先企業の従業員数を確認する必要があります。

また、今は従業員数基準を満たしても将来的に従業員数が300人または100人を割り込む可能性がありますから、

委託事業者においては、一定の自社基準（例：法定の基準の110%）を設定した上で、そ

り込む可能性がありますから、

たして、従業員数基準を満

たず従業員数も確認し、その上で、委託先企業の資本金額を確

認し、さらに、従業員数が300人または100人以下の可能性がある委託先企業の従業員数を確認する必要があります。

また、今は従業員数基準を満

たして、従業員数基準を満

たして、従業員数基準を満たす新法では、公正取引委員会および中小企業庁に加えて、事業所管省庁の主務大臣にも指導・助言の権限が与えられました（新法8条、13条）。これにより、違反行為の摘発や是正が「面的」に展開される体制が整備されました。

また、中小受託事業者が違反行為を通報したことに対する「報復措置」の禁止規定について、主務大臣も通報先として加えられ、監督権限の分散と情報連携が制度上整備されました（新法5条1項7号）。



●ウェブサイト (<https://www.shokoken.co.jp/management/guidance/>) に「経営相談Q&A」のバックナンバーを掲載しております。